

総社市告示第24号

総社市文書管理委員会設置要綱等の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市文書管理委員会設置要綱の一部改正)

第1条 総社市文書管理委員会設置要綱(平成17年総社市告示第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は、教育長、政策監及び次に掲げる者をもって充てる。 (1) 各部の部長(消防長、教育次長及び議会事務局長を含む。) (2) その他市長が必要と認めて指名する者	(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は、教育長、政策監及び次に掲げる者をもって充てる。 (1) 各部の部長(支所長、消防長、教育次長及び議会事務局長を含む。) (2) その他市長が必要と認めて指名する者

(総社市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 総社市生涯学習推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(本国会) 第4条 略 2 本国会は、本部長、副本部長、政策監、 <u>総合政策部長</u> 、 <u>総務部長</u> 、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>保健福祉部長</u> 、 <u>産業部長</u> 、 <u>建設部長</u> 、 <u>環境水道部長</u> 、 <u>議会事務</u>	(本国会) 第4条 略 2 本国会は、本部長、副本部長、政策監、 <u>総務部長</u> 、 <u>市民環境部長</u> 、 <u>保健福祉部長</u> 、 <u>産業部長</u> 、 <u>建設部長</u> 、 <u>水道部長</u> 、 <u>支所長</u> 、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>消防</u>

改 正 後	改 正 前
<p>局長，消防長及び教育次長をもって構成する。</p> <p>3 略</p> <p>(企画委員会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 企画委員会は，教育次長，<u>政策調整課長</u>，総務課長，環境課長，人権・まちづくり課長，市民課長，<u>健康医療課長</u>，福祉課長，こども課長，商工観光課長，都市計画課長，教育委員会庶務課長，学校教育課長，<u>こども夢づくり課長</u>，生涯学習課長，文化課長，中央公民館長及び図書館長をもって構成する。</p> <p>3 企画委員会の委員長は教育次長，副委員長は<u>政策調整課長</u>をもって充てる。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>長及び教育次長をもって構成する。</p> <p>3 略</p> <p>(企画委員会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 企画委員会は，教育次長，<u>企画課長</u>，総務課長，環境課長，人権・まちづくり課長，市民課長，<u>健康づくり課長</u>，福祉課長，こども課長，商工観光課長，都市計画課長，教育委員会庶務課長，学校教育課長，生涯学習課長，文化課長，中央公民館長及び図書館長をもって構成する。</p> <p>3 企画委員会の委員長は教育次長，副委員長は<u>企画課長</u>をもって充てる。</p> <p>4及び5 略</p>

(総社市介護相談員派遣事業実施要綱の一部改正)

第3条 総社市介護相談員派遣事業実施要綱（平成17年総社市告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第11条 相談員に関する庶務は，<u>長寿介護課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 相談員に関する庶務は，<u>介護保険課</u>において処理する。</p>

(総社市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部改正)

第4条 総社市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（平成17年総社市告示第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>

改正後	改正前
第10条 委員会の庶務は、 <u>長寿介護課</u> において処理する。	第10条 委員会の庶務は、 <u>健康づくり課</u> において処理する。

(総社市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第5条 総社市男女共同参画推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(幹事会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 幹事長は<u>市民生活部長</u>を、副幹事長は人権・まちづくり課長をもって充てる。</p> <p>5 略</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 幹事長は<u>市民環境部長</u>を、副幹事長は人権・まちづくり課長をもって充てる。</p> <p>5 略</p>

(総社市干ばつ対策本部設置要綱)

第6条 総社市干ばつ対策本部設置要綱(平成17年総社市告示第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は市長、副本部長は副市長及び政策監、部長は<u>総合政策部長</u>、<u>総務部長</u>、<u>市民生活部長</u>、<u>産業部長</u>、<u>建設部長及び環境水道部長</u>、<u>班長は危機管理室長</u>、<u>財政課長</u>、<u>環境課長</u>、<u>地域応援課長</u>、<u>土木課長</u>、<u>農林課長</u>及び<u>上水道課長</u>をもって充て、その所掌事務は別表のとおりとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は市長、副本部長は副市長及び政策監、部長は<u>総務部長</u>、<u>市民環境部長</u>、<u>産業部長</u>、<u>建設部長</u>、<u>水道部長及び支所長</u>、<u>班長は総務課長</u>、<u>財政課長</u>、<u>契約管財課長</u>、<u>環境課長</u>、<u>地域応援課長</u>、<u>土木課長</u>、<u>農林課長</u>及び<u>上水道課長</u>をもって充て、その所掌事務は別表のとおりとする。</p> <p>3～7 略</p>

(総社市企業誘致推進本部設置要綱の一部改正)

第7条 総社市企業誘致推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は、教育次長、 <u>総合政策部長</u> 、産業部長、建設部長、 <u>環境水道部長</u> 、文化課長、政策調整課長、上水道課長、下水道課長、農林課長、商工観光課長、土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略	(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は、教育次長、 <u>市民環境部長</u> 、産業部長、建設部長、 <u>水道部長</u> 、文化課長、上水道課長、下水道課長、農林課長、商工観光課長、土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略

(総社市開発行為取扱要綱の一部改正)

第8条 総社市開発行為取扱要綱(平成17年総社市告示第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(開発連絡調整会議) 第7条 略 2～4 略 5 委員は、 <u>総合政策部長</u> 、産業部長、建設部長、 <u>環境水道部長</u> 、 <u>政策調整課長</u> 、環境課長、農林課長、地域応援課長、土木課長、都市計画課長、警防課長、文化課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6～8 略	(開発連絡調整会議) 第7条 略 2～4 略 5 委員は、 <u>総務部長</u> 、 <u>市民環境部長</u> 、産業部長、建設部長、 <u>水道部長</u> 、 <u>企画課長</u> 、環境課長、農林課長、地域応援課長、土木課長、都市計画課長、警防課長、文化課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6～8 略

(総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正)

第9条 総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(平成19年総社市告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(事務) 第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、 <u>危機管理室及び財政課</u> が行うものとする。	(事務) 第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、 <u>総務部総務課及び契約管財課</u> が行うものとする。

(総社市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

第10条 総社市地域公共交通会議設置要綱(平成19年総社市告示第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(事務局) 第9条 交通会議の事務局は、 <u>交通政策課</u> に置く。	(事務局) 第9条 交通会議の事務局は、 <u>人権・まちづくり課</u> に置く。

(総社市地域包括ケア会議設置要綱の一部改正)

第11条 総社市地域包括ケア会議設置要綱(平成19年総社市告示第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 地域包括ケア会議の庶務は、 <u>長寿介護課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 地域包括ケア会議の庶務は、 <u>介護保険課</u> において処理する。

(総社市広告掲載要綱の一部改正)

第12条 総社市広告掲載要綱(平成20年総社市告示第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(審査機関)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>総合政策部長</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>市政情報課長</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 委員長は、<u>総合政策部長</u>をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>5 副委員長は、<u>総務部長</u>をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 委員会の庶務は、<u>市政情報課</u>において処理する。</p>	<p>(審査機関)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>企画課長</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 委員長は、<u>総務部長</u>をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>5 副委員長は、<u>財政課長</u>をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 委員会の庶務は、<u>企画課</u>において処理する。</p>

(総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正)

第13条 総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱(平成22年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この

条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1(第5条関係) 総合政策部長, 総務部長, 市民生活部長, 保健福祉部長, 産業部長, 建設部長, 環境水道部長, 教育次長, 消防長及び本部長に指名された者	別表第1(第5条関係) 総務部長, 市民環境部長, 保健福祉部長, 産業部長, 建設部長, 水道部長, 教育次長, 支所長, 消防長及び本部長に指名された者

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。